

高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 1 2 9 号）（抄）

（施策の大綱）

第 6 条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。

（設置及び所掌事務）

第 1 5 条 内閣府に、特別の機関として、高齢社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第 6 条の大綱の案を作成すること。

二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前 2 号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

（組織等）

第 1 6 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成 1 1 年法律第 8 9 号）第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 ~ 7 略

高齢社会対策の大綱について（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）（抄）

第 4 推進体制等

3 大綱の見直し

本大綱については、政府の高齢社会対策の中長期的な指針としての性格にかんがみ、経済社会情勢の変化等を踏まえて必要があると認めるときに、見直しを行うものとする。